

議案第 1 号

白井市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について

白井市防災会議条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 9 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市長及び白井市教育委員会に設置する附属機関の委員の任期を見直すため、関係条例の一部を改正するものです。

白井市防災会議条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「2年」を「3年」に改める。

- (1) 白井市防災会議条例（昭和39年条例第28号）第3条第6項
- (2) 白井市文化財保護に関する条例（昭和51年条例第6号）第29条第3項
- (3) 白井市中小企業資金融資条例（昭和57年条例第12号）第11条第6項
- (4) 白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第25号）第8条第5項
- (5) 白井市環境基本条例（平成12年条例第32号）第24条第7項
- (6) 白井市政治倫理条例（平成12年条例第38号）第9条第3項
- (7) 白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号）第45条第5項
- (8) 白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）別表市長の項
白井市情報公開・個人情報保護審査会の目から白井市いじめ対策再調査会の目まで、白井市入札等監視委員会の目、白井市地域公共交通活性化協議会の目、白井市交通安全対策会議の目から白井市男女共同参画推進会議の目まで、白井市老人ホーム入所判定委員会の目、白井市福祉有償運送運営協議会の目、白井市予防接種健康被害調査委員会の目、白井市健康づくり推進協議会の目及び白井市ふるさと産品認定審査会の目並びに教育委員会の項白井市教育支援委員会の目から白井市いじめ対策調査会の目まで及び白井市史編さん委員会の目
- (9) 白井市産業振興条例（平成25年条例第8号）第8条第5項
附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱又は任命される委員の任期について適用し、この条例の施行の際現に委員の職にある者の任期については、なお従前の例による。

議案第1号資料

○白井市防災会議条例等の一部を改正する条例

(第1号関係) 白井市防災会議条例(昭和39年条例第28号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、 <u>3</u> 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。	6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、 <u>2</u> 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
7 (略)	7 (略)
(略)	(略)

(第2号関係) 白井市文化財保護に関する条例(昭和51年条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員の任期は <u>3</u> 年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。	3 委員の任期は <u>2</u> 年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
(略)	(略)

(第3号関係) 白井市中小企業資金融資条例(昭和57年条例第12号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(中小企業資金融資審査会)	(中小企業資金融資審査会)
第11条 (略)	第11条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 委員の任期は、 <u>3</u> 年とする。ただし、再任を妨げない。	6 委員の任期は、 <u>2</u> 年とする。ただし、再任を妨げない。
7～9 (略)	7～9 (略)
(略)	(略)

(第4号関係) 白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年条例第25号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(廃棄物減量等推進審議会)	(廃棄物減量等推進審議会)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員の任期は、 <u>3</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	5 委員の任期は、 <u>2</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6・7 (略)	6・7 (略)
(略)	(略)

(第5号関係) 白井市環境基本条例(平成12年条例第32号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(環境審議会)	(環境審議会)
第24条 (略)	第24条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	7 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
8 (略)	8 (略)
(略)	(略)

(第6号関係) 白井市政治倫理条例(平成12年条例第38号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(政治倫理審査会の設置等)	(政治倫理審査会の設置等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、3期を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	3 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、3期を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(略)	(略)

(第7号関係) 白井市まちづくり条例(平成16年条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(白井市まちづくり審議会)	(白井市まちづくり審議会)
第45条 (略)	第45条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	5 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
6～10 (略)	6～10 (略)
(略)	(略)

(第8号関係) 白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)新旧対照表

改正案	現行														
(略)	(略)														
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)														
<table border="1"> <tr> <td>執行機関</td> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>組織</td> <td>委員の構成</td> <td>定数</td> <td>任期</td> </tr> </table>	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	<table border="1"> <tr> <td>執行機関</td> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>組織</td> <td>委員の構成</td> <td>定数</td> <td>任期</td> </tr> </table>	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期									
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期									

市長	白井市情報公開・個人情報保護審査会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市特別職報酬等審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市いじめ対策再調査会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市入札等監視委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市地域公共交通活性化協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市交通安全対策会議	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市住居表示審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市市民活動推進委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市男女共同参画推進会議	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市老人ホーム入所判定委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市福祉有償運送運営協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市予防接種健康被害調査委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
白井市健康づくり推進協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
白井市ふるさと産品認定審査会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
教育委員会	白井市教育支援委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年
	白井市通学区域審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年

市長	白井市情報公開・個人情報保護審査会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市特別職報酬等審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市いじめ対策再調査会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市入札等監視委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市地域公共交通活性化協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市交通安全対策会議	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市住居表示審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市市民活動推進委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市男女共同参画推進会議	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市老人ホーム入所判定委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市福祉有償運送運営協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	白井市予防接種健康被害調査委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
白井市健康づくり推進協議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
白井市ふるさと産品認定審査会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
教育委員会	白井市教育支援委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
	白井市通学区域審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年

白井市いじめ対策調査会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年	白井市いじめ対策調査会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
白井市史編さん委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	3年	白井市史編さん委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	2年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(第9号関係) 白井市産業振興条例 (平成25年条例第8号) 新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(白井市産業振興ネットワーク)	(白井市産業振興ネットワーク)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員の任期は <u>3年</u> とする。ただし、再任を妨げない。	5 委員の任期は <u>2年</u> とする。ただし、再任を妨げない。
6・7 (略)	6・7 (略)
(略)	(略)